

岐阜県介護事業所等サービス継続支援事業補助金実施要綱

1 事業の目的

介護サービスは、要介護・要支援の高齢者やその家族にとって住み慣れた地域における生活を支えるために必要不可欠なものであり、新型コロナウイルス感染症の発生による介護サービス提供体制に対する影響については、これをできる限り小さくしていくことが重要である。そのため、

- ・ 通所系サービス事業所（※1）及び短期入所系サービス事業所（※2）については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止等の公衆衛生対策の観点から、都道府県、保健所を設置する市、又は特別区から休業を要請される状況が生じた際には、代替となるサービスを提供すること
- ・ 介護施設等（※3）においては、施設内感染が発生した場合でも、濃厚接触者等も含めて、保健所の指示に従い、感染防止対策を徹底してサービスを提供すること
- ・ 訪問系サービス事業所（※4）においては、感染防止対策を徹底し、濃厚接触者等も含めてサービス提供を継続すること
- ・ また、訪問系サービス事業所をはじめとした、短期入所系サービス事業所及び通所系サービス事業所（以下、通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所及び訪問系サービス事業所を総称して「介護サービス事業所」という。）については、感染防止対策を徹底した上で、休業要請を受けた通所系サービス事業所の代替サービスを提供すること、又は代替サービスを確保するための調整を行うこと
- ・ 介護施設等については、施設内感染の発生により職員が不足した介護施設等に、応援職員の派遣を行うこと

等が求められる。

県は、これらを踏まえ、介護サービス事業所・介護施設等が、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供できるよう、通常の介護サービスの提供時では想定されないかかり増し経費等に対して、支援を行うための補助を実施する。

※1 通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る）

※2 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（宿泊サービスに限る）並びに認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護に限る）

※3 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護を除く）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅

※4 訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション

事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所(訪問サービスに限る)並びに居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所及び居宅療養管理指導事業所

2 事業内容

(1) 介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業

対象となる介護サービス事業所・介護施設等が、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供するために必要な経費について支援を行う(福祉用具貸与事業所を除く)。

①対象サービス

令和2年1月15日以降に下記のア～エのいずれかに該当した事業所(岐阜市に所在する事業所を除く)

ア 岐阜県から休業要請を受けた通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所

イ 利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・介護施設等(職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む)

ウ 濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所、短期入所系サービス事業所、介護施設等

エ ア～ウ以外の通所系サービス事業所(小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所(通いサービスに限る)を除く)であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所

②補助対象経費

補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助基準単価の額は、別表のとおりとする。ただし、補助対象経費に対し、他に補助や助成を受けている場合は、この補助金の交付の対象としないものとする。

(2) 介護サービス事業所等との連携支援事業

対象となる介護サービス事業所・介護施設等が、感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した介護サービス事業所の利用者の必要な介護サービスを確保する観点から、当該事業所・施設等の利用者の積極的な受け入れや職員が不足した場合に応援職員の派遣を行った場合に、緊急かつ密接な連携を実施することに伴い必要となる経費について支援を行う。

①対象サービス

令和2年1月15日以降に下記のア又はイに該当した事業所(岐阜市に所在する事業所を除く)

ア (1)①ア又はイに該当する事業所・施設等の利用者の受け入れや、当該事業所・

施設等において職員が不足した場合に応援職員の派遣を行った連携先の介護サービス事業所・施設等

イ 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した介護サービス事業所の利用者の受け入れや、当該事業所において職員が不足した場合に応援職員の派遣を行った連携先の介護サービス事業所・施設等

②補助対象経費

補助対象経費及び補助基準単価の額は、別表のとおりとする。ただし、補助対象経費に対し、他に補助や助成を受けている場合は、この補助金の交付の対象としないものとする。

3 補助率

10分の10（ただし、別表の補助基準単価を上限とする）

4 助成の申請手続

- ① 経費の助成を受けようとする介護サービス事業所・介護施設等の開設者は、別途定める岐阜県介護事業所等サービス継続支援事業補助金交付要綱に基づき、県に対してその旨の申請を行う。
- ② 助成の要件を満たす複数の介護サービス事業所・介護施設等を有する開設者は、それらを一括して申請することができる。
- ③ 感染症の拡大を防ぐ観点から、申請方法は、申請書類の郵送を基本とする。